

## 原子力損害賠償紛争解決センターにおける和解事例

282

避難指示のため津波にさらわれた親族を速やかに捜索できなかったことによる慰謝料及び富岡町所在の土地建物・家財の財物損害が賠償された事例。

## 和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X 1、同X 2（以下、併せて「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

## 第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、下記の損害項目について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

## 記

- |      |  |
|------|--|
| 損害項目 | (1) 財物損害（別紙物件目録1及び2記載の土地）                |
|      | (2) 財物損害（別紙物件目録3記載の建物）                   |
|      | (3) 財物損害（別紙物件目録3記載の建物内の家財）               |
|      | <u>(4) 申立外故Aを速やかに捜索できなかったことに関する精神的損害</u> |

## 第2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、前項所定の損害項目に対する和解金として、合計金29,236,376円の支払義務があることを認める。

（内訳）

- |  |                   |
|--|-------------------|
| (1) 財物損害（別紙物件目録1記載の土地）                   | 3,375,000円        |
| (2) 財物損害（別紙物件目録2記載の建物）                   | 18,911,376円       |
| (3) 財物損害（別紙物件目録2記載の建物内の家財）               | 5,950,000円        |
| <u>(4) 申立外故Aを速やかに捜索できなかったことに関する精神的損害</u> | <u>1,000,000円</u> |

## 第3 支払方法

（省略）

## 第4 確認事項

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目については、本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げないことを相互に確認する。

## 第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人ら全員が1通を、被申立人が1通をそれぞれ保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年1月9日

（別紙物件目録省略）

（仲介委員長 及川健二、仲介委員 五島丈裕）

自宅付近が警戒区域に指定されたために津波にさらわれた親族の捜索を継続できなかったことによる精神的損害が賠償された事例。

## 全 部 和 解 契 約 書

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下、「本件」という。）につき、申立人X 1、同X 2及びX 3（以下、申立人ら3名を合わせて「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 1 和解の範囲

- (1) 申立人X 1と被申立人は、本件に関し、別紙損害項目一覧（以下、「別紙一覧」という。）記載1の各損害項目（ただし、(1)ないし(13)については、本項(4)の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。
- (2) 申立人X 2と被申立人は、本件に関し、別紙損害項目一覧記載2の各損害項目（ただし、(1)ないし(5)については、本項(4)の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。
- (3) 申立人X 3と被申立人は、本件に関し、別紙損害項目一覧記載3の各損害項目（ただし、(1)ないし(5)については、本項(4)の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

### (4) 期 間

自 平成23年3月11日 至 平成24年2月29日

（ただし、精神的損害（避難慰謝料）については、平成23年3月11日から平成24年11月30日までとする。）

### 2 和解金額

- (1) 被申立人は、申立人X 1に対し、別紙一覧記載1の損害項目に係る和解金として、合計金15, 148, 268円の支払義務のあることを認める。
- (2) 被申立人は、申立人X 2に対し、別紙一覧記載2の損害項目に係る和解金として、合計金5, 545, 356円の支払義務のあることを認める。
- (3) 被申立人は、申立人X 3に対し、別紙一覧記載3の損害項目に係る和解金として、合計金3, 205, 700円の支払義務のあることを認める。

### 3 既払い金

申立人らと被申立人は、被申立人が申立人らに対し、仮払補償金として金1, 900, 000円を支払い済みであること及び既払い金全額について前項の和解金額と清算することを相互に確認する。

#### 4 支払方法

(省略)

#### 5 清算

申立人らと被申立人は、1項(4)記載の期間に発生した別紙一覧記載1、2、3に掲げる各損害項目(ただし、別紙一覧記載1(12)ないし(15)、2(4)ないし(6)及び3(4)ないし(6)を除く。)に係る賠償請求に関しては、その遅延損害金を含め、本和解契約書に定めるものの外、当事者間に何らの債権債務のないことを相互に確認する。

#### 6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名(記名)押印の上、申立人ら全員が1通と被申立人が1通をそれぞれ保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年1月21日

(仲介委員 犀川 治)

#### 別紙

##### 損害項目一覧

##### 1 申立人X1

(1) 避難費用(交通費)	金133,000円
(2) 避難費用(滞在費)	金126,000円
(3) 生活費増加分(物品購入費)	金965,598円
(4) 生活費増加分(衣類、寝具、電化製品等)	金279,208円
(5) 生活費増加分(同一世帯内での移動)	金316,000円
(6) 就労不能損害	金4,935,732円
(7) 一時立入り費用(交通費)	金80,000円
(8) 一時立入り費用(宿泊費)	金16,000円
(9) 生命・身体的損害(放射線検査)	金18,000円
(10) 生命・身体的損害(医療費)	金5,130円
(11) 通院交通費	金20,000円
(12) 通院慰謝料	金33,600円
(13) 精神的損害(避難慰謝料)	金2,570,000円
(14) <u>精神的損害(申立外Bの捜索を継続できなかったことによる慰謝料)</u>	
<u>金450,000円</u>	
(15) 財物損害(家財一式)	金5,200,000円

## 2 申立人 X 2

(1) 就労不能損害	金 1, 3 0 6, 3 5 6 円
(2) 生命・身体的損害 (放射線検査)	金 1 8, 0 0 0 円
(3) 通院交通費	金 7 5, 0 0 0 円
(4) 通院慰謝料	金 1 2 6, 0 0 0 円
(5) 精神的損害 (避難慰謝料)	金 2, 5 7 0, 0 0 0 円
(6) <u>精神的損害 (申立外 B、同 C 及び同 D の搜索を継続できなかったことによる慰謝料)</u>	<u>金 1, 4 5 0, 0 0 0 円</u>

## 3 申立人 X 3

(1) 生命・身体的損害 (放射線検査)	金 1 8, 0 0 0 円
(2) 生命・身体的損害 (医療費)	金 4, 3 0 0 円
(3) 通院交通費	金 5, 0 0 0 円
(4) 通院慰謝料	金 8, 4 0 0 円
(5) 精神的損害 (避難慰謝料)	金 2, 5 7 0, 0 0 0 円
(6) <u>精神的損害 (申立外 B、同 C 及び同 D の搜索を継続できなかったことによる慰謝料)</u>	<u>金 6 0 0, 0 0 0 円</u>

津波にさらわれた親族の搜索が避難指示のためにできなかったことによる慰謝料について、家族3名に各40万円合計120万円が賠償された事例。

## 和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下、「本件」という。）について、申立人X1、同X2、同X3（以下、「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下、「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 1 和解の範囲

申立人らと被申立人とは、本件に関し、下記対象期間における損害項目について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力が及ばないことを相互に確認する。

### 記

損害項目 精神的損害

（申立外亡Aの搜索を阻害されたことにより被った精神的損害）

### 2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、前項の損害項目について、和解金として金120万円の支払義務があることを認める。

### 3 支払方法

（省略）

### 4 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年2月9日

（仲介委員 丸山裕司）